

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	京都市 国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和6年10月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律における法定受託事務について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用する。 ①被保険者の異動届に関する事務(資格に係る各種届の受理、被保険者情報の管理、日本年金機構への各種届出等の送付) ②保険料の各種免除・猶予に関する事務(申請受付、世帯・所得情報の確認・調査、日本年金機構への申請書等の送付) ③国民年金の付加保険料に関する事務(申請受付、受付情報の管理、日本年金機構への申請書等の送付) ④各種年金(老齢基礎年金等)及び一時金(死亡一時金等)の請求に関する事務(請求の受付、日本年金機構への申請書等の送付) ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する事務(日本年金機構への所得情報の提供、申請受付、日本年金機構への申請書等の送付)
③システムの名称	国民年金システム及び年金生活者支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46及び128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1 中信御池ビル4階 TEL 075-213-2993
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係届書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・ 個人番号及び本人情報が記載された関係届書等の廃棄 	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1対象人数」-「いつの時点の計数か」	平成26年11月17日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月9日	「Ⅱしきい値判断項目」-「2取扱者」-「いつの時点の計数か」	平成26年11月17日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月13日	「Ⅰ関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長 出口 一行	保険年金課長 志摩 裕丈	事後	当該職員の異動による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年10月24日	「Ⅰ関連情報」-「5. 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	保険年金課長 志摩 裕丈	所属長名を所属長の役職名に変更	事後	様式の変更があったため。
令和6年10月24日	「Ⅳリスク対策」	— (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	様式の変更があったため。
令和6年10月24日	「Ⅰ関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第一の31及び95の項	番号法第9条第1項 別表の46及び128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条の2及び第68条の2	事後	法別表第二が廃止され、新たに「法第19条第8号の利用特定個人情報の提供に関する命令」が公布されたことに伴う修正。 重要な変更には当たらない。
令和6年10月24日	「Ⅰ関連情報」-「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー	事後	組織改正に伴う部署名の修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年10月24日	「Ⅱしきい値判断項目」-「1. 対象人数」	平成28年4月30日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和6年10月24日	「Ⅱしきい値判断項目」-「2. 取扱者数」	平成28年4月30日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月24日	「IVリスク対策」-「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か <input type="checkbox"/> 十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か <input type="checkbox"/> 十分である]	<input checked="" type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input checked="" type="checkbox"/> 接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か <input type="checkbox"/> 十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か <input type="checkbox"/> 十分である]	事後	誤記の訂正のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年10月24日	「IVリスク対策」-「8. 人手を介在させる作業」	— (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	
令和6年10月24日	「IVリスク対策」-「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」	— (項目なし)	様式変更に伴う項目の追加	事後	